

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 194
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田 2-6-25-113
TEL 090-3621-1509
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう

選挙の王道、後援会が全て—中山成彬先生の場合！

さて、今回の衆議院選、人には「無理をしなければならぬ時がある」などと檄を飛ばしていたが・・・何があっても宮崎だけはいかねばならないと思っていた。選挙の数日前、ネットで中山批判が流れた。大好きな作家の H 氏まで。残念だ。まだ我々が飲み屋で、「あいつはダメだよ〜!」と酒の肴にするのならまだいい。しかしネットで拡散なんてとんでもない。「話にも奥があったら腹を切れるのか。」と言いたい。いとも簡単に批判する。そしてまた別の人を物知り顔で批判する。だから一般の人から政治を語ると軽く見られるのではない。「嫁と政治家は一旦惚れたら、死ぬまで添い遂げよ。」腹をくくれ。その人と心中する覚悟で応援しろ。と言いたい。それしか政治家に「腹をくくれ」のメッセージはない。政治家はおのれの鏡だ。さて、弊百人の会特別顧問、中山成彬先生の選挙だ。先生が希望から出るいきさつは・・・だが、出られるという。不肖増木、4 回目の訪宮崎だ。10 月 16 日夜、大阪から鹿児島行ききのフェリーに乗った。台風の影響だ、一万トンの船が揺れる揺れる。定刻に鹿児島県志布志港に到着。そして串間から宮崎市に向け北上。途中の日南市で宮崎から南下していた中山恭子先生と遭遇。「増木さん一緒に来てくれますよね。」の一言で我車は U ターン。宮崎に背を向け今来た道を恭子隊と一緒に南下。南郷、串間、と街宣し終着は都城。そしてそこから宮崎に向けて走り、着いたのは夜中。中山事務所はスタッフの方のみ。「こんばんは・・・大阪の・・・」

「増木さん、遠いところを・・・」私の顔と名前を覚えてくれた。前回は確か去年の参議院選。事務所スタッフは私の記憶にある限り十数年前から何時も一緒。ここがポイントその 1 だ。「このはげ〜」議員のところは一年間で数人が辞めたと週刊誌に書いてあった。実に対照的だ。看板 100 本、ポスター等すべて準備。後

近くのホテルに泊まり翌日の時に出社。成彬先生もお見えになり朝のお茶会。選挙の前日、そんな悠長な・・・そして今日の日程の説明。午前中に先生と秘書で都内の体育館で催される弓道の全国大会に行くとのこと。「え〜!」選挙の最終日ですよ。そんな呑気な。「イヤ、選挙(解散)の前から挨拶を頼まれていたから行かないわけにはいかないよ。」・・・これがポイントその 2。選挙の前日はどの陣営でも緊張感からか怒声が飛びもの。ポスターが 6 ミリ曲がっていても事務員は怒鳴られる。これは違う。静かなもので、特に作業の指示もない。みんな粛々と動いている。これがポイントその 3。

今から 24 年前、我が国の衆議院選挙はそれまでの中選挙区から小選挙区に代わった。それまでは、中山成彬先生は都城市が縄張り。主戦場だった。ところが都城は宮崎 6 区となり、中山成彬先生は宮崎市を中心とする宮崎 1 区に鞍替えを余儀なくされた。そのようなわけで都城市は 24 年間、問う無沙汰だった。ところが今回「希望」から比例九州ブロックから出ることになった。要は九州全域から「希望」と書いてもらわないといけない。当然宮崎県が重要地域であり、当然古巣都城市は大栗田。そこで先生は恭子先生の第 1 秘書、花輪智史氏を宮崎 6 区、都城市に立てた。彼は都城は生まれて初めての地であり、要介護の母を世田谷の町内会に頼んで赴任したのは選挙の 6 日前。彼は元都議、選挙は 8 回やっていて素人ではない。6 日では何も準備できないことくらい一番よく知っている。挨拶で「どうなることか見当もつかない」と語られた。本音だろう。そこで中山成彬先生タイムマシンで 24 年前に。時間を超え元の後援会に連絡。支援を要請した。これがポイントその 4。後援会も心得たもので、6 日で事務所を確保し車の手配から

援会には 24 年ぶりの先生からの指示。嬉しかったと思う。これが『後援会』と言える後援会ではないだろうか。みんなの心のなかに中山先生は 24 年間生きていた。選挙の最終日の帰陣式で、花輪候補は「事務所に戻ってもだれもいないのではないかと思っただ。こんな多くの方が僕を待っていてくれた。感謝です。」と涙ぐんだ。わずか 1 日だったけれども選挙の原点、正統な選挙の現場にいたことができた。楽しかった。有意義だった。嬉しかった。幸せだった。だから宮崎行は止められない。党を頼る選挙は止めよう。党を頼るから、風に振り回され、しがらみに右往左往することになる。力を付けよう。1 回目は目をつぶるとしても 2 回目はそうはいかない。維新は選挙区で 2 回落ちたら 3 回目は公認しないという。当たり前だ。希望から比例で当選し、小池さんを悪く言う。節操無き旧民進の連中、恥を知らぬ。NPO 法人百人の会 増木重夫



マイクを持つのが中山恭子先生、花輪候補 増木

憲法改正—UNK通信—の2

<https://ameblo.jp/unk117-117/entry-12306942903.html>
2017-09-02 UNK通信 313 大谷和正

憲法談義 (その四) 第九条の問題点

前回まで憲法談義で日本国憲法の成り立ちや、マッカーサー草案との対比を行ってきたが、今回は日本国憲法の問題点、特にその象徴ともいえる第9条について論じてみる。これまで見て来た限りでは日本国憲法とマッカーサー草案は極めて似ていると言える。繰り返しになるが両者を以下に並べてみる。

●マッカーサー草案の第二章、第八条
CHAPTER II Renunciation of War
(戦争の放棄)

Article VIII. の原文を以下。

War as a sovereign right of nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation.

No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

●日本国憲法第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍を

他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

◆両者を比較してみる

日本国憲法第九条は明らかにマッカーサー草案 Article Ⅷをベースとしていることが分かる。ここで気が付くのは戦争というものは国の主権と直接関係があるということである。第八条の最初の部分「国の主権としての戦争は廃止する」「国際紛争解決の手段としての武力威嚇は永久に廃棄する」が日本の憲法第九条①項に当たる。後半の部分が②項に該当するのである。アメリカの意図は日本を戦争が出来ない国にする事であった。従って戦力のごときものは一切認めない。さらに、交戦状態になっても戦時国際法に認められる権利義務は日本にはないので念押ししているであろう。このアメリカの草案に対して自衛の戦いも出来ないのかという日本側の抗議で、②項を追加し自衛の為の戦いは可能となった。しかし自衛の為の戦力の保持は認めるが、戦前の様な精強な軍隊になることはアメリカのごとく望ましくないで、まともな軍隊であれば当然なければならぬ「交戦状態の諸権利」即ち ROE (交戦規程) は認めないというところを譲らなかつたのである。日本側はこれを意図的に「交戦権」と和訳し、アメリカの主張は盛り込まれているとアメリカ側と妥協したのではないかと推測される。当時の日本側の担当者の苦衷が窺われる。交戦権という言葉には厳密な定義は存在しないようだ。考えられるのは①主権の発動である戦争を自らが決定する権利と、②戦時国際法で決められる交戦状態における諸権利と二つの解釈がある。日本ではこの両

者のいずれなのか明確でない。少なくともこの両者のいずれなのか決定する必要がある。日本の憲法学者はこのようなことを論じなければならぬ筈だが、現行憲法を守ることが憲法学者の務めだと肝心の議論を行おうともしないのである。

「交戦権」の誤訳が問題である理由

問題の部分は問題点を明確にしたくない日本側が意図的に誤訳したのではないかと想像される。「交戦状態の諸権利」(英文)を意図的に「交戦権」と訳し「あなた方の主張通りになりました」とアメリカ側を安心させたのだろう。その為、その曖昧さ自体が後になって問題にされることとなった。「交戦権」を素直に解釈すれば、戦争をするかしないか決める権利といえる。国の主権の一部だと言ってもよい。これを否定することは、独立国でないことを認めたことになる。明らかに外国から侵略され自衛の為戦っても、主権がなければ自衛の戦いでも侵略戦争と非難されかねない。その為、前述「交戦権」の二つの解釈で②の戦時国際法で決められた交戦状態における諸権利という説をとるものが多いようだ。

①の立場をとれば次のようなことになる。自衛の戦いか侵略戦争かを決めることは国の主権の一部である。この主権の一部を自ら否定することになる。そうなれば、日本は憲法で自ら主権の一部を否定した半独立国となりかねない。その時、日本国憲法は世界に誇るべき唯一の平和憲法であると胸を張って言えるのだろうか。よくよく考えなければならぬ。

現在、憲法改正が話題に上っているが、「交戦権」の部分のせひ明確にしてもらいたい。この交戦権の問題は決して譲るべきではない。現在の日本国憲法の第九条は間違いなくマッカーサー憲法草案の第八条に基づいている。憲法談義(その

二)で述べたが現憲法の起草作業は、まずマッカーサー草案を和訳することから始まった。そしてその内容を整理することにも表現を改めることによって、出来るだけ日本側の主張を生かそうと試みたものであった。現在の日本国憲法は当時のアメリカの強い意向の下、日本国民の意思とは殆ど関係なく作られたものである。戦後70年もたつのに未だに当時のアメリカの意向という制約から脱することが出来ないのである。そう思うと日本は独立国とは到底言えない。本当に残念なことだ。以下に参考まで第九条の正式英文訳を載せておく。日本国憲法の英訳文を見ると「交戦権」という言葉が英訳では、マッカーサー草案と同じ言葉、即ち「交戦状態の諸権利」になっている。

第九条を外国人の視点で見れば

外国人は当然英訳を見ることになる。第九条の①項は特に問題ない。②項は次のように理解するのではないか。前項の目的を達成するための戦力は保持しないが、(目的以外の)自衛の為の戦いであれば戦力を持つ事が出来る。(しかし)如何なる場合も「交戦状態の諸権利」は許されない。すなわち日本はまともな軍隊は持つことは認められなう。

外国人がこのように見ている憲法を「世界に誇る平和憲法」であるとして世界文化遺産に登録すべしなどと浮かれていてよいのだろうか。恥ずかしい限りではないか。出来るだけ速やかに憲法を改正しこの恥ずかしい条文をまともなものにしたいものである。

憲法談義 (その五)

国民は九条を理解しているか

憲法談義(その四)で第九条の問題点を論じたが、あまりに難解なので一般の国民がこの条文を正しく理解することを期待するのは無理だと感じている。改憲論議の前に第九条の問題点を一般国民のレベルで周知徹底させることが必要ではないか。今回はそこに焦点を当て論じて見たい。

国民に分かり易い選択肢を提示する

国民に改憲の是非を問うのであれば、その前に国民がその内容を理解できるように砕いて説明する必要がある。例えば第九条に関しては次の二つの選択肢を提示し、いずれを取るのか国民に問いかければよい。

① 戦争はとにかく悪なのだから「自衛戦争を含め一切の戦争はこれを放棄する。戦力もこれを保持しない」と書けば非常に分かり易く、解釈によつて憲法が悪用・誤用されることはない。

② 自衛権は自然権で誰にでも、いかなる国にも認められるというのであれば、次のように書けばよい。「他国に侮られぬよう、自衛の為の戦力はこれを保持する。但し自ら他国を侵略する戦争は決して行わない。侵略の定義は国際間の決定に従う」このように書けば政府の解釈の入り込む余地がなく、非常にすっきりする。

現在のように分かりにくい条文になったのは歴史的な経緯があったからである。憲法談義(その二)で現憲法が如何にして生まれたか論じているが、大切なことなので繰り返しになるが再度述べることにする。

現憲法誕生の歴史的経緯

憲法制定と主権

憲法は、主権即ち憲法制定権力を行使し創られ改められるべきものである。主権

のない占領下で憲法の制定も改正もあり得ない。とすれば「日本国憲法」なるものは、名称は憲法であっても、占領軍が日本を占領統治するための基本法、即ち「占領管理法」だったと言わざるをえない。占領管理法であれば占領軍に刃向う軍隊は不要で、マッカーサー草案の原案はいかなる場合でも戦力不保持であったのは当然であった。

芦田修正と自衛権のその後

芦田修正により曖昧な形ではあるが自衛権はあるという解釈ができるようになった。しかし朝鮮戦争の勃発により、憲法に違反してマッカーサーは警察予備隊の創設を日本政府に命令した。政府は苦肉の策でこれは「戦力」ではないと弁解した。警察予備隊は当時、75000人を募集、アメリカ軍の武器でアメリカ軍が訓練した。当時の担当少将は「マッカーサー元帥に命令された。これは日本防衛隊で、将来日本陸軍の基礎になるものだ」と明言している。1962年、占領が終了したがアメリカの集団安全体制に組み込まれた日本は警察予備隊を法律で保安隊、海上警備隊として拡大していった。政府は再軍備を否定し、憲法改正の必要を認めず開き直りを決めたのである。その時の政府見解は次のようなものであった。

- ① 〇条ニ項で侵略・自衛の目的を問わず「戦力」の保持を禁じている
② 「戦力」とは近代戦争に役立つ程度の装備・編成をそなえるもの
③ 陸海空軍とは戦争目的のために装備され組織されたものをいう。「その他の戦力」とは本来は戦争目的を有せずとも、実質的にこれらに役立ちうる実力を備えたものをいう

創設が不自然な違憲処置であり、目的達成のため違憲性を単に解釈・表現方法で乗り切ろうとしたので、ほとんど本質

から遠ざかりおかしなことになって行った。このような議論を一般国民が分かるのは無理があり、憲法に関し民意を問うのであれば前述の様な分かり易い選択肢・説明が必要である。

憲法改正を国民に問うのであれば、このような歴史的な経緯も分かり易く国民に説明すべきである。国民がこのような経緯を理解して初めて正しい判断ができるのではないか。政府はその劣を惜しんではならない。

憲法談義(その六) 第九条以外の問題点

前文について

前文はその憲法が持つ基本原理や国家が目指すべき理想や決意を表明するもので特に重要なものである。しかるに前文を読んで見ると、実に読みにくいし、日本語になっていないうえ、文法的に誤ったところがある。巷間言われている「英文の原稿を直訳したもの」という風説を想起させる。そして実際にそうだったことはその後の調査で明らかになっている。内容的には第二段で「日本国民は：平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べ、連合国に安全保障を委任する政策を採用している。所謂平和主義である。そして九条②項でこの政策を具体化して自衛戦力と交戦権を放棄している。

問題は連合国が「平和を愛する諸国民」と言えるのか。そうだとすると、果たして彼らの「公正と信義に信頼して」日本の安全保障を考えることは可能なのであろうか。答えは明らかにNOである。

日本が国際社会に安全を委ねることが可能であれば、アメリカ初め連合国は何故、同じ策を取らないのか。自らの力で自ら

を守らない国は、強国の保護国になるか滅亡するか、いずれかの道をたどることは歴史を見れば明らかである。国の安全と外交を他国に依頼すれば、その瞬間から独立国ではなく、依頼した国の保護国に成り下がるのである。

●三権分立の現状

憲法第四章、第五章、第六章で立法、行政、司法の三権の原則が定められているが、実態は違っている。多くの法律は議員ではなく行政に属する官僚によって作られている。司法でも細かいことは官庁にお伺いを立てることになる。難しい問題は内閣法制局長官に伺いを立てるようになっていく。極端な言い方をすれば霞が関のエリート官僚が議員の代わりに法律を作り、政策を決定し、さらに司法権力も官僚の手の中にあると言え、言いすぎであらうか。2001年、行政改革法案が通り閣議において事務次官会議を通っていない案件を総理大臣が発議できるようになった。これは憲法がよみがえる第一歩になる可能性があるものであった。現在の状態は三権分立の理想から見てもどうなのか疑念が残る。

●家族保護条項の欠落

家族は社会の最小単位で特別に保護されるべきだというのが、世界の常識で各国の憲法には家族保護条項が規定されているが、日本国憲法にはこの重要な条項が欠落している。早急に見直さねばならぬ。マッカーサー草案には26条の冒頭に「家族は社会の基盤であり・・・」とあったが、日本側で共産党系議員の反対で削除された事実がある。

憲法談義(その七)

「不磨の大典」と「赤の女王」説

各議会・政界・行政関係しपोर्ट

道徳の教科化に向けて 生命尊重について 安全対策について

平成29年0月杉並区議会一般質問
工29-9-1 自民・無所属 松浦芳子

.....まず 初めに道徳の教科化に向けてお伺い致します。平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「道徳」が教科化されるこの事で、子供たちが学ぶ教科用図書が、決まりました。これまでも道徳教育の重要性については何度も質問してまいりましたが、道徳が教科化されるという事で改めて 質問させて頂きます。

昨今、日本の社会全体の 人間力の低下が問われています。青少年の凶悪犯罪、子が親を殺す事件、親の虐待事件もあり、また、官僚や政治家の質の低下、信頼を受けているはずの 警察官や教員までがあつてはならない事件を起こしています。かつて、イギリスが社会的混乱に陥り、イギリス病と呼ばれていた時代がありましたが、サッチャー元首相は、「経済改革」に加え、「教育改革」として自国に誇りの持てる教育や 宗教教育を断行し、この「イギリス病」を克服しました。イギリスが、教育に力を入れて 社会を変えていったように、日本も道徳的教育に力を入れ より良い社会を作るべきではないでしょうか。それは、私達、今に生きる大人の使命だと思っています。
現在も 道徳授業は行われており、先生方が頑張っておられる事も存じ上げてはおりますが、公開授業等で道徳の授業

を拝見し 少々 物足りなさを感じておりました。ですから、今回 道徳の教科化により 教科書を使つての授業が充実することに 期待をしております。
○これまでの「道徳」が「特別の教科 道徳」として教科化されることとなりまして、その意義について、どのようにとらえているのでしょうか？お伺い致します。

① 道徳の教科化に向けて 8社が、道徳の教科用図書を作りました。今回、来年度から小学校で使われる 道徳の教科書が展示されるこの事で、平成30年度使用教科書展示会場に足を運びました。学習指導要領が、2学年ごとに記述してありますので、8社が2学年ごとに3冊の教科書を出版しているのかと思いましたが、学年ごとに教科書があり 教科書と書き込むノートがわかれていた教材もありましたので、全部で66冊もありました。どの教科書にも善悪の判断や、人としての思いやり、感謝や礼儀、友情、信頼、感動、畏敬の念、いのちの大切さ、家族愛、公共の精神等、小学校の学習指導要領に沿った視点で 心温まる物語や偉人伝がたくさん載っており、読んでいただけで 心暖かい気持ちになりました。

ただ気になるところは、学習指導要領では、郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。との記載があるにも関わらず、国旗等についての記述があるのは、8社中6社で、2社は まったくありませんでした。国際化時代であるからと、国旗について学び 他国の国旗にも敬意を払う心を養っておかねばなりません。国旗については、オリンピックでの国旗掲揚が記載されているだけでした。スケートの羽生選手が、表彰式後に日本の国旗を持つて滑り、その後インタビューを受ける時に、国旗をとてても大事そうに扱っていた様子が、テレビで映っておりましたが、日頃 外国の方々と接する機会の多い選手は、自然と国旗に敬意を払う心が養われているのだと 感心致しました。

ある教科書には、「日本人が世界に広めたすごいもの」というページがあり、綺麗なイラスト入りで、レトルトカレー・カラオケ・インスタントラーメン・シャープペンシル・温水せんじょう便器が載っていました。日本には、もっと別の誇らしいものがあるのではないのかと残念な気持ちになりました。学習指導要領の道徳に、道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。とあり、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を 充実すること とあります。

○杉並区では、これまでも道徳の教科化に向けた研修を実施してきたと思いが、今後、どのように研修を充実させていくのでしょうか。②

○道徳の教科化により、評価を行うこととなりましたが、評価をするのはとても難しいと考えています。道徳科において、評価はどのように行っていくのでしょうか。お伺い致します③
教育委員会では、8月9日に議案第1号杉並区立小学校において使用する「特別の教科道徳」教科用図書の採択について 審議されました。議事録を拝見しましたが、全教育委員が教科書も展示会でのアンケートもしっかり読み込んで採択して下さった様子が読み取れました。○来年度から学校で使用する教科書の採択では、様々な観点からの審議が行われ

ましたが、最終的に、審議内容はどのように整理され、東京書籍の「新しい道徳」に採択されたのでしょうか。④
自分を大切に思う心や 友人、親、地域の人、そして 生まれた国を大切に思う心も養っておかねばならないと思いますが、東京書籍の教科書に 国や郷土を大切に思う心を養うことについてはどう記述されているのでしょうか。また、どのように 子供たちに指導するのでしょうか？お伺い致します。⑤

産経新聞の 6月19日の投書欄に、「教育勅語は間違っていない」と題した14歳の中学生の投書が載っていました。この中学生が学んでいる学校が、私立の学校なのか公立の学校なのかわかりませんが、教育勅語という 感情的議論になったり、レッテル貼りをされる。この現代に、歴史の授業で勉強したという中学生が、教育勅語について 何のこだわりもなく素直に文章を書いているところに 驚きました。

明治時代に、親への「孝」等について示された教育勅語が制定されましたが、国民の道徳を説いたものであり、当時は多くの国が翻訳し教育のお手本として使っていたとの事です。・毎年、明治神宮で頂く教育勅語の12の徳目は、どれも当たり前のことが書かれてあるような気がしています。
○当時と今の社会の仕組み、人との関わり方等には変化はありますが、道徳の基本は変わらないと考えます。教育委員会は、教育勅語について どのようにとらえているのか お伺いいたします。⑥
この項の最後に
○道徳の教科化に向けて、教育委員会として、どのような人材を育成し 社会に送り出そうとしているのか 所見をお伺い致します。⑦

次に生命尊重についてですが、人を殺してみたかったと言って殺人をし、相手は誰でも良かったという命を軽視する事件をニュースで聞かされた時に、死という事が安易に考えられていることに胸を痛めております。

先日、いのちは授かりもの、お腹の赤ちゃんも社会の大切なメンバー、であるという「いのちの教育講演会」に誘われました。元々アナンサーで、現在千葉熊野神社の宮司である宮田修先生が講師でしたが、何故 NHK アナンサーが 宮司となったのか興味もありましたので参加してみました。テーマは「命をつなぐ」。

東京大空襲ですべてが焼け、8人の子供たちを餓死させるわけにいかないと必死で生きる状況下で9人目の末っ子として自分が生まれた。命をつないでくれたこと 産んでくれたことに大変感謝しているとお話でした。そして、日本では、毎日500人の お腹の中の小さな命が中絶によって亡くなり、1年間に届け出があっただけで約17万6千人。戦後 合計すると7600万人にも達することに触れ、命は 自分だけのものではなく、ご先祖様から 両親を通じて自分に伝えられ、その命は 子どもや孫を通じて子孫に伝えるものである ということをお話下さっていました。

80年に来日したマザー・テレサ氏は「日本は美しい国だが、中絶が多く、心の貧しい国だ」という言葉を残しておられました。心の貧しい国だと言われる国であってはならないと思っています。一日500人という 中絶の件数に驚きましたが、結婚前に中絶して心身ともに傷つき 結婚後に 妊娠できなくなったという方も おられます。中絶に対しては、選択肢が中絶しかないという 複雑な事情の方もおられるでしょうし、理想

論だけでは、解決しない難しい問題です。産まないという選択をした人を 事情を知らない他人が 非難をしてはならないと思います。中絶は、女性の心も体も傷をつけます。胎児も人間です。妊娠3ヶ月で 手のひらに入るほどの大きさになり、人間の形になってきます。

数年前に、中絶の映像を見たことがあります。中絶手術をする際にかんしを入れると 小さな胎児が外に出たことなく体内で逃げ回っていました。道徳教育においては、生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し かげえのない生命を尊重することを 学ぶことになっていきます。しかし、胎児の生命を尊重する という学びはありません。20歳以下で妊娠した女性の 57.8%が中絶しているという現実があります。中絶をしなくてはならないような妊娠はしない という教育を行うことが重要です。また、中絶は、女性の心身ともに傷つける というリスクを学ぶ事も 必要なのではないでしょうか。

○妊娠という 崇高な出来事に対する気持ちや、生まれた子供を慈しむ心は、そもそも「生命の尊重」という大きなテーマの中の一つとしてある と思います。そして「生命の尊重」については、小さい頃から身近に生命を感じ、そして学び、大切に育てていくことが 大切なことだと思っています。これまで、教育委員会としては、命の大切さについてどのような教育をおこなってきたのでしょうか、特に出産前の胎児の成長過程や胎児の生命尊重について どのように教育しているのか お伺い致します。

① 石川県加賀市では、6月議会で、「お腹の赤ちゃんを大切に育てる加賀市生命尊重の日条例」を制定しています。市民への意見公募を実施し、市議会でも市長が趣旨説明し 賛成多数で制定されたというこ

とでした。加賀市の市長が、議案概要説明で、「出生率の向上のための 総合的な少子化対策を進める上においては、安心して出産できる環境を整備するとともに、命の大切さを次代に伝えていくことも重要であります。そのため、命の大切さの啓発を目的として、母性を尊重するとともに、命の始まりであるおなかの赤ちゃんを一人の人として尊重し、社会全体が温かく迎えることを 改めて考える日として、毎年7月16日 を 加賀市の「生命尊重の日」とする お腹の赤ちゃんを大切に育てる加賀市 生命尊重の日条例の制定について、今議会において提案をいたしております」と説明しておられました。なるほど「命の大切さの啓発を目的として、母性を尊重するとともに、命の始まりであるおなかの赤ちゃんを一人の人として尊重し、社会全体が温かく迎えることを 改めて考える日として」の「生命尊重の日」は 必要かも知れませんが。

杉並区では、妊娠してからや 子育ての支援は、とても充実していると思えますが、その子育て支援は、自ら役所に出向き 母子手帳をもらってから始まりです。妊娠し、母子手帳をもらう それ以前の時期には親にも相談できずに 不安な思いで悩んでいる女性が いるのではないのでしょうか。その時期に相談する窓口はどこで、その周知は どのように工夫しているのでしょうか。

② 杉並区は、5月と9月を 杉並区自殺予防月間と定めて普及啓発を行っていますが、自殺者は 年約3万人に対して中絶で亡くなる赤ちゃんは、約18万人となっています。18万人もの辛い思いをされた女性がおられる という事ですが、悲しい思いをする女性を少しでも少なくするためにも、杉並区でもお腹の赤ちゃんを守る週間や 生命尊重の日があ

っても良いと思いますが、いかがでしょうか?③ その週間やその日だけでも 命の尊さを考え伝えられる日となれば、それがきっかけとして、中絶も減るかもしれませんし、胎児をも大切に育つ心があれば乳幼児虐待や いじめも減るのではないのでしょうか。

次に杉並区民の安全対策についてお伺い致します。

8月29日に北朝鮮が、予告もなく弾道ミサイルを発射し 日本の上空を通過しました。「邪悪な日本という島国の種族が慌てふためく大胆な作戦」だということですが、何とも馬鹿にされた話です。

安倍総理は、「かつてない深刻かつ重大な危機」と表現されていましたが、その後、9月3日には、水爆実験に成功したとの情報も入りました。日本は、核兵器を2発も落とされた被爆国ですから核の恐ろしさはどの国よりも強いはず

です。二度と戦争はしてはならない、再び核を世界のどこにも使ってはならないと強く思いますが、今の世界の状況では、今後の行く末が 気になるばかりです。Jアラートが発動された場合の訓練の様子をテレビで見ましたが、建物の中に入って頭をかかえてうすくまっただけの訓練では 心もとない気がします。戦争は、あつてはなりません、備えあれば憂いなし」ということでしょうか。

世界の中で最も核シエルトが普及しているのは、永世中立国であるスイスで、新築や改築の際に核シエルトの設置が法的義務とされているため普及率は100%以上の事です。ちなみに、イスラエル:100%、ノルウェー:98%、

各位。各団体等からの報告。ご意見

曾野さんの「ぶいぶい」

H29-11-11 兵庫 曾野豪夫

トランプ大統領、靖国神社参拝を！
(11月の日曜日予定)

② 「排除」を謝罪するのはおかしい。

政党に排除の理論があつて当然である。小池百合子希望の党代表は、記者の質問に載せられたとは言え、自分が設立して代表となつて居る党是に賛同できない人々を排除するのは当然である。

曖昧模糊とした態度をとる政治家は議員になる資格はない！「仕分けします」と言えは、一紙を除く新聞各紙は拍手喝采したところだろう。

18歳になった孫娘は、自発的に親を誘つて期日前投票に行った。旗幟を鮮明にしている政治家なり政党に投票したことを思う。

③ 「政党仕分け」をしてくれた人たちに感謝

民進党から希望の党に移つた多くの人たち、立憲民主党に合流した人たち、無所属を選んだ人たち、或いは新会派を作つた議員たち：それらの「政党仕分け」をしてくれた人たちに政治音痴のぶつぶつ子は感謝。

まだちょっと仕分けが十分ではないが：例の3年6ヶ月の再来を夢見た人たちは、国民の何割いたのだろう。民進党が三顧の礼を以て小池氏を党首に迎えていたら、局面も変わっていたかも知れない。政治音痴は大雑把に現代風に言つて、希望の党は旧社会党主導型、立憲民主党

は旧社会党左派と解してよいのだろうか？

④ 中国人民共和国憲法前文の結語

「：また、帝国主義、覇権主義及び植民地主義に反対することを堅持し、世界諸国民との団結を強化し、抑圧された民族及び発展途上国が民族の独立を勝ち取り、守り、民族経済を発展させる正義の闘争を支持して、世界平和を確保し人類の進歩を促進するために努力する。」

日本国憲法第九条と比較して対策を立てている政治家、学者、評論家はいるだろうか？

この条文を、日本国憲法に採り入れることを唱える人はいるだろうか。取り入れられないとすれば何故？乞御教授。

⑤ 沖縄修学旅行生に対する現地ガイドの内容を付添いの教師は録画・公開せよ

生徒には半年も前から訪問先の自主勉強をさせる。そして引率の教師は、現地ガイドの説明に任せている。ガイドは反日、反米、反基地まみれの説明の由だが、付添いの先生は聞こえぬ振り。現地ガイドは生徒に沖縄の新聞と朝日新聞の切抜の「コピー集(20枚程度)」を生徒に宿泊所で読むように配布する。何故かわからぬが翌日回収。

付添いの先生は知らぬ振り。誰かそのコピーをSNSで報告してほしいのだが：付添いの教師は、現地ガイドの説明内容を録音録画し、内容によっては文科省、各教育委員会に届け、PTAなどで公開せよ。特に次年度以降の沖縄修学旅行を計画している学年の生徒と親に、沖縄修学旅行の過去の実情を知らしめよ。

《前頁末尾より》

アメリカ：82%、ロシア：78%、イギリス：7%、シンガポール：54%、日本は0.02%の事ですが、政治体制や安全保障体制が異なりますので、一概に数字だけで比較は出来ませんが、他国がここまで、国民を守るために核シエルターまで作っていることに驚きました。

広島に原爆が落とされた時に爆心地にいた方から、たまたま地下にいたので助かったという話をお聞きしたことがありますが、日本も今後、防災のための地下シエルターが必要になってくるのではないのでしょうか。

先日、大雨注意報の警報が鳴つたようですが、大久保通りまで出ましたが、それでも聞こえませんでした。Jアラートによるサイレンが鳴って避難して下さいと言われても、放送も聞こえない状態でどう伝達出来るのでしょうか。約3分間でどこに逃げればよい不安です。

国民保護法については、小林議員が質問しますので詳しくお聞きませんが、杉並区国民保護法の冊子の表紙には、特殊標章がありましたし、かわいいなみすけが描かれている概要版の最後のページにも、特殊標章がありました。(見せる)このマークは、シユネーブ諸条約 第一追加議定書で定められた国際的な標章との事ですが、馴染みのない標章ですので、急に何事か起こった時に見せられても、何のマークかわかりません。使うような状態になって欲しくはありません

が知っておく必要はあると思います。○国民保護措置の特殊標章をどのように活用し周知するのかお伺いします。①核シエルターについては、国が対応して欲しいと思いますが、軽井沢町では、旧信越線の廃線トンネルを町民が避難できるよう避難施設として利用する方針を決めたとの情報もあります。杉並区でも

○区民の安全を考え、新しい学校や公共施設を建てる時に地下を上手に利用できるようにしておくのも一案で、シエルターという意味でも考えるべきではないでしょうか？②

また、○杉並区の学校や公共施設で、現在地下が利用できる施設は、どのくらいあるのでしょうか？ お伺い致します。③

地下施設は、普段は音楽室にも使えますし、自然災害用にも有効になるのではないのでしょうか。今、建てようとしている高円寺中学校についても何度か地下を利用できないのか質問してききましたが、活用されないことが残念でなりません。○有事に対して目を背けるだけではすまない事態になっている現在では、それなりの対応を、しっかりと、安全対策を考へるべきですが、これまでと違う訓練も必要なのではないのでしょうか？④

最後に、○北朝鮮の弾道ミサイルが日本の上空を飛んだ20日以降、また、水爆実験をした20日以降に、区民の安全対策についての危機管理について、確認をしたのかお伺い致します。⑤

他国の核シエルター率を知って驚きましたが、自分も含め、多くの日本人が、戦争はするべきではない、あつてはならないと有事に対して目を背けてきたような気がします。北朝鮮が、核保有国となつたと言われている今、米国と戦えば悲惨な結末になることは誰がみても明らかです。核保有国同士の戦争は、これまで

一例もありませんから、核戦争になる確率は低いと思いますが、安心は出来ません。次代の社会を作る子供たちを守らなければならぬと、強く思います。杉並区も情報を素早く入手して、安全対策に取り組んで頂きたいと強く願っております。以上、質問を終わります。

杉原美談からの解放

H29-10-26 東京 落合道夫

10月20日付産経紙によると、日本の外務省は杉原美談をユネスコの記憶遺産に提出するという。しかしこの話は美談を偽装しているが実はロシアの反日宣伝なので、国際的に大恥をかくことになる。そこで内閣府に精査と、産経新聞に詳しい史実の報道をお願いした。この話は1940年8月に杉原リトアニア領事代理が、外務省の方針に反してドイツの迫害を恐れて上海に逃げようとするポーランド人に大量の日本通過ビザを給付して、ユダヤ人を救ったという話である。しかしこの話は虚偽があり、また全体の真実が隠されているので問題だ。虚偽については、杉原は外務省の許可を得てビザを発行している。彼は戦前処罰されるどころか勲五等に昇進している。戦後の退職は工場の命令による大量退職者の一人にすぎず正規の退職金と年金を受領している。大体の工場の統治下でユダヤ人救出が処罰されるわけがない。普通の日本人ならすくおかしいと気づくはずだ。

真実の歴史については、ユダヤ人の極東脱出は1938-9年と1940年の2回あった。日本政府のユダヤ人保護の狙いは、米国のルーズベルト政権の対日敵視を緩和することだった。政権幹部にはモルゲンソー財務長官以下、多数のユダヤ人がいたからである。しかし彼等は米国内の反ユダヤ運動を恐れて保身を優先したので、日本の工作を成功しなかった。しかし日本は人道主義にもとづき上海でユダヤ人を保護し、戦後1946年中共が支那を支配するとユダヤ人は西側世界に戻っていったのである。この間、ユダヤ人の保護を担当したのは日本軍であった。満州通過を許したのは、樋口季一郎少将、

安江仙弘大佐、東條参謀長で、上海でユダヤ人を保護管理したのは海軍大佐の犬塚惟重機関長である。

杉原は第二次脱出時のリトアニアの日本領事館の事務方であり、その直前に行われた国際ユダヤ人協会と日本政府、外務省、日本海軍の交渉過程を知らなかった。そこで上海のユダヤ人協会からの指示を受けて突然ビザ申請に現れたポーランド系ユダヤ人を見て、驚きながら本省の許可を得てビザを給付したのである。彼が約1500通ビザを給付したことは外務省に報告があるから確かである。よくの千人というのは敗戦時のユダヤ人口(25万)と1936年の第一次救出後の人口(16万)の差であるが、日本の敗戦で満洲のユダヤ人(五千人)が南下してきているので、全部が杉原のビザによるものではない。

現代のイスラエルは肝心の樋口將軍以下日本軍の貢献が杉原宣伝に隠されているので、顕彰すべく映画を作るようだ。世界のユダヤ人協会は19413に樋口、安江を恩人名鑑に記載し、記載を固辞する安江には米国ユダヤ人協会が謝辞入りの銀のシガレットケースを贈っている。現代イスラエル人は自民族の歴史が現代ロシアの反日宣伝に利用されているのを見かねないと考えているのではないか。

私はこの事件の調査内容をアマゾン電子本「杉原美談の偽史と日本のユダヤ人救出」落合道夫著で発表しているのに関心のある方は是非参照して頂きたい。さらに驚く事が出てくるはずだ。あの親露の鈴木宗男氏がこの反日宣伝に咬んでいるのだ。

「あらゆる歴史は現代史である」クローチエ

10-31 落合道夫
小生の杉原美談の偽史論考に、早速成

果がありましたので以下ご報告まで。

記

10月31日付けの読売新聞報道によると、日本政府は、ユネスコへの杉原美談の「世界の記憶」申請を取り下げたとのことです。

小生は内閣府にメールで警報をあげたので、それだけではないと思います。迅速な安倍首相の対応に感謝いたします。それにつけても日本人は繰り返されるエセ杉原美談宣伝から解放される必要があります。

ロシア語が出来るだけで懲役25年というシベリアの抑留地獄で、満洲時代の上司の満洲国外交部次長の下村信貞氏が廃人にされている一方、ロシア語の専門家である杉原は厚遇され短期間に地獄の抑留から帰ってきました。このためイスラエルの研究者は、杉原の異常に深いソ連との関係から戦前からのソ連スパイであった可能性を示唆しています。

杉原美談はZエスまで使って宣伝されているのでこの指摘は日本人には大きな驚きです。日本人はこの機会に、反日宣伝再発に備えて、杉原美談工作の虚偽を論じるだけでなく、日本のユダヤ人救出の全体像を知る必要があります。

報道しない自由？

2017-10-17 大阪 中谷良子
<https://ameblo.jp/ryobalo/>

ジェリーのブログよりの
最高裁判所裁判官国民審査の情報を
一切報じないマスメディア

テレビは、どうでもいい不倫ネタばかり先行報道し、こんなに重要な最高裁判

所裁判官国民審査という「知る権利」を奪っています。不気味なくらいに最高裁判所裁判官国民審査の話題を出しません。公報を配布するだけでは一部の情報しか知り得ることができません。こんな時こそ、テレビも裁判官の情報を精査し、国民に情報提供しなくてはならないのではないのでしょうか。

国営のZエスすら報道せず、その責務すら放棄する今の民法各局も存在価値などありません。普段の国民審査では、不信任率が低くてもかまいませんが、時には問題の大変多い裁判官が登場することもあることは十分予想でき、そういう時に、この国民審査制度が国民投票の1つとして機能して生きてきます。

「罷免すべき裁判官」がいる場合、投票用紙の氏名の上に「X」を記入することになっており、無印は信任。「O」を付けたら、X以外の印を付けるとすべて「無効」になります。

よく分からないからと棄権するつもりで、何も書かずに投票すると、意に反して「信任」したことになってしまいますので、ご注意ください。

H29-10-23 百人の会 増木重夫
まったく同感。私は5日ほど前、期日前投票に行きました。選挙区候補者の名を書き、比例の党名を書き、次に最高裁判所裁判官国民審査。私は審査票を取らずに帰ろうとしました。そうすると係りの人が取ってくれと言ひ、「イヤわからないから」「それなら何も書かずに投票してくれ」といひ。ちよっと待て、何も書かないということとは自動的に信任になるのではないか。

「わかった、じゃあ責任持って投票するから、判断する資料を持ってこい。」
「何を持ってきたらいいんですか。」「彼らが書いた決定、判決、全部出せ」

係りの人は意味がわからない。係りと言
つても素人のアルバイトのおぼちゃん。
選管の責任者に話たら陳謝していたので、
「今箱の中に入っている投票済み用紙は
すべて無効だ！」とまでは言わなかつ
ただけ……。

有権者は愚にして賢、 賢にして愚

H29-10-23 京都 田中 誠

「有権者は愚にして賢、賢にして愚」と
言いますが、安倍自民を圧勝させるほど
には賢、立憲民主を躍進させるほどには
愚でした。

保守二大政党制は成りませんでした、
小池さんの驕りで逆風にしてしまったの
が痛かったですね。しかしこれで憲法改
正ができるのが何よりです。が、欲張っ
て九条二項にまで手を付けない方が良く
と思います。

九条二項は正気の沙汰で無い、恥辱そ
のものですが、相手は反日マスコミと愚
民ですから。先ずは自衛隊合憲条項を追
加する加憲をやってしまい、その上で芦
田修正を生かす解釈変更を断行すること
です。その時もマスコミが大騒ぎするで
しょうがむしろ衆愚啓蒙のチャンスです。
九条の中身を知らないで有り難がって
いる「護憲派」が多いのですから。

中川昭一忌

H29-10-4 UNK 大谷和正

早いものだ。あれから8年も経ったの

か。故中川氏は本当に気骨のある政治家
だった。アメリカの横暴に立ち向かうも
アメリカの意を受けた日本人に裏切られ
マスコミに叩かれ失意のうちに辞任。最
後は原因不明の死を迎えることとなった。
2009年2月のG7の財務大臣・中銀
総裁会議での酩酊記者会見が今も強烈に
思い出される。あれは完全に仕組まれた
もので、その真相は未だ明らかではない。
いずれ真相は明らかになり故中川氏の名
誉が回復されることを切に望む。
合掌

政経調査会の重点政策

H29-10-6 政経調査会 榎 泰智

中野から維新を発信
日本はすでに終わっている。絶滅危惧種
となった我々、真性日本人が日本を立て
直す。

衆院選挙を前にして弊会の重点政策
を発表します

敗戦によって主権を奪われた中で米國
製の工七平和憲法を押し付けられ、米ソ
の冷戦構造の狭間において隷属的日米安
全保障条約により、核の傘の下で見せ掛
けだけの平和を享受してきた日本。南朝
鮮・台湾と共に東アジアにおける反共の
防波堤としての役割を担われ、これを
安穩として受け入れてきた自民政権下
における所謂保守政治を打破すべく自主
独立を謳う国家革新政権を樹立すること
を希求する。

■憲法

自主憲法の制定を目指す。
自衛隊は存在そのものが憲法違反であ
ると明言する。

当面は憲法第九条における自衛隊明記と
いう喫緊の課題に向けた憲法改正をも是
とする。

■安全保障

隷属的日米安保条約の解体を目指し、
自主防衛体制の確立を目指す。日米安保
条約に代わる東アジア・大洋州をも含め
た集団的安全保障体制の確立も視野にい
れる。

その中にアメリカ等の環太平洋諸國を組
み入れる選択肢も認める。

軍事拡張・領土侵略を国是とする支那、
核・ミサイル開発を持って我國を標的と
する北朝鮮への対処として、当面は米國
や豪州と共に東アジア地域における安全
保障体制を構築する。

■経済

国家主導の統制経済を導入する。
財源確保として消費税を10%とする。
政府直轄の安価な生活消費物資(備蓄
米・国営農場産品*など)は無税とする。
宗教法人法を改正し、一部の宗教施設に
課税する。

■人口問題

日本の適切な人口は現在の半分の6千
万人程度産児制限を推奨し人口の減少を
図り、狭小なる住宅環境の改善等を図る。
若年層が多く高齢者が少ないバランスの
とれたピラミッド型人口構成比の実現を
目指す。

東京など首都圏の人口を減らし、地方
からの人口流出を抑制して、バランスの
とれた人口配分の実現を目指す。

■福祉・医療

子供が豊かな教育条件のもとで健康的
に出生できる環境を整える。
臨まない妊娠・出産を防止する。特別

養子縁組制度を拡充・推奨する。原則、
未婚者の出産を認めない。代理出産、第
三者への卵子提供を認めない。母子家
庭・父子家庭に対する手当としては死別
家庭に対する優遇措置を講じる。
一定の条件の下で本人の希望を尊重
し、安楽死・尊厳死を認める。

■喫煙対策

幼い頃から喫煙による健康被害を教
育・啓蒙し全国民が非喫煙者となること
を目指す。将来的にはタバコの製造・販
売を禁止する。公道上・公共スペースで
の喫煙を認めない。不特定多数の人々が
集う飲食店等における喫煙を認めない。
公共の喫煙スペースを廃止する。民間
事業者が街中に喫煙スペース・喫煙パー
と言った新たな商業形態を開設するこ
とを認める。飲食店と喫煙店といった利
用者の目的に合わせた選択肢を設ける。

■外国人参政権

地方・国政にかかわらず認めない
地方・国政において外国人の被参政権
を認めない

■外国人労働者

技術・技能を有する外国人の就業につ
いては、一定期間以上の滞在・就労を以
って永住を認める。労働力不足の調整弁
として、一定の条件の下で期間を定めた
外国人労働者の採用を認める。
出身国の貨幣価値・経済状況を考慮し
て賃金は一元的に管理される。【例：三
等分して本人、出身国政府への援助、国
庫】

採用した企業だけが潤い、外国人犯罪
のリスクや負担を国民が負担する現在
の仕組みを改める。

■難民対策

北朝鮮の体制崩壊に備え、日本海沿岸地域においては難民漂着に対する準備を構築する。広大な耕作放棄地を柵で覆い、仮設ハウスの設置を準備して数十万規模の難民の流入に備える。送還・第三国への移動・定住と言った選別の期間は農業に従事してもらい食料を自給すると共に、我国の食料自給率の向上に寄与してもらおう。国営農場での生産作物は無税品として市場に放出する。

*公共事業として建設会社には、一棟15分程度で組み立て可能な折り畳み式住宅の生産を推奨する。大量に備蓄しておき激甚災害や、海外での災害においては瞬時に船積みできる体制を整える。平時においては不法滞在外国人の帰国までの収容施設、生活保護受給者の居住場所として活用する。

大阪市ヘイトスピーチ条例
違法確認請求事件
訴状(抜粋)

平成29年9月19日
大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 徳永信一
弁護士 岩原義則

請求の趣旨

1 被告大阪市長は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく財務会計上の措置が無効であることを確認する。
2 被告大阪市長は、吉原洋文に対し、金1,152,480円及びこれに対する本訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合による金員を被告大阪市長に對して支払うよう請求せよ。

3 被告大阪市長は、吉原洋文に対し、金1,272円及びこれに対する本訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合による金員を被告大阪市長に對して支払うよう請求せよ。
4 訴訟費用は被告らの負担とする。との判決を求めらる。

請求の原因

第4 本件ヘイトスピーチ条例の違憲性

1 氏名又は名称等の公表について市長がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を行ったものの氏名等の公表という制裁は、プライバシー侵害のおそれがあるだけでなく、公権力による「レイシスト」ないし「差別主義者」のステイクマを押しつけるものであり、その刻印を受けたものが、種々の深刻な社会的不利益を蒙ることは必至である。

2 憲法94条後段(条例の限界)違反
憲法94条後段は、地方公共団体は「法律の範囲内」で条例を制定することができる」と規定している。地方自治法14条1項が普通地方公共団体による条例の制定につき、「法令に違反しない限り」との制約を設けているのはその趣旨である。

徳島市公安条例事件判決(最高裁判昭和50年9月10日判決・刑集29巻8号489頁)は、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならぬ」とする。

差別的言動解消法が定義する本邦外出身者に対する差別的言動と本件ヘイトスピーチ条例が定義するヘイトスピーチが相当程度重複していることは敢えて論じるまでもないが、差別的言動解消法が差別的言動を行ったものに対する制裁規定や罰則を置かなかつたのは、それが表現の自由に対する広範な萎縮効果を惹起する危険に配慮したものである。

かかる差別的言動解消法の趣旨に照らすと、氏名等の公表という制裁規定を置き、大阪市長がヘイトスピーチであるとして認定した表現活動を行ったものを實質的に処罰する本件ヘイトスピーチ条例は、明らかに差別的言動解消法に矛盾抵触している。

また、そもそも文書や電波等の媒体を用いてなされる表現活動は、当該言語が使用される言語空間全般に伝播するものであり、特定の地域に限定されるものではない。かかる性格を持つ表現活動につき、本来、地域的制約をもつ条例によって規制することが許されるのかという根本的な疑問があり、とりわけ境界のないネット言論を規制の対象としている点で本件ヘイトスピーチ条例には大きな問題があるといわざるをえない。

よって本件ヘイトスピーチ条例は、憲法94条後段及び地方自治法14条1項に違反しており無効である。
3 憲法31条(適正手続)違反
憲法31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する。ここにいう「法律」には「条例」は含まれず、科刑手続は「法律」で定められなければならない。また、手続きを定める「法律」は適正なものでなければならず、罪刑法定主義や告知聴聞等の手続きが保障されなければならない。

従来、憲法31条にいう「その他の刑罰」の意味をめぐって、行政罰とし

ての秩序罰・執行罰・懲戒罰があたりかどうかが問題とされてきたが、当該制裁や処罰の対象者が、深刻な不利益を蒙るという意味において刑罰と同視できる場合、「その他の刑罰」にまれるといふべきである。

前述したように、本件ヘイトスピーチ条例5条が規定する市長がヘイトスピーチと認定した表現活動を行ったものの氏名等の公表は、当該表現活動を行ったものに対する深刻な社会的不利益を負わすものであることに照らし、「その他の刑罰」に含まれると解すべきである。

本件ヘイトスピーチ条例に「その他の刑罰」を委任する法律はないため、法律による刑罰の要請に違反しているといわざるをえない。

また、憲法31条は罪刑法定主義を要請しており、処罰の対象となる行為を明確にすることが必要とされているが、本件ヘイトスピーチ条例におけるヘイトスピーチの定義は曖昧であり、恣意的な解釈のおそれを払拭することはできない。

更に、本件ヘイトスピーチ条例が定める告知・聴聞の手続きは、これを省略できる場合があり、かつ、行政不服審査の対象にもならないなど、適正手続きの保障としては不十分なものに留まっている。

したがって、本件ヘイトスピーチ条例は、①氏名公表等の制裁について法律の委任がない点、②規制対象となる表現活動の構成要件が曖昧である点、③告知・聴聞の手続きが不十分な点から、法律による適正手続きを要請する憲法31条に違反することは明らかである。以下略

※前文がご希望でしたら事務局までご連絡ください。

杉田謙一の歴史。時事研究室

2017.10.27
護国神社秋のみたままつり

しんがりを勤める。
負け戦にあって本隊を守る役がこのしんがりが。非常に危険で被害は極大にして悲惨。ここでの防戦の成否に本隊の立て直しの有無が決まる。

しんがりが崩れ降伏でもすれば一気に本隊は打撃を受け再起はかなわぬ。
大東亜の戦にあって、各地にて玉砕の道を選ばれた。この人々の不屈の戦いは敵国から見れば犬死の蔑み対象であろうが本隊にいるもの、内地にいる者にとつて

どれほどありがたく感謝せねばならないことか。たとえ世代が変わり、安逸の世に生きるものであっても、その恩義は決して忘れてはならない。
先の戦にあって、敗戦に向かう祖国の状況を見て、あるいは想像して、軍人として外地にてあたら惜しき命を投げ捨てられた方が顧みられない現状。これはいったいどうしたことか。僕らが陸軍墓地清掃護国神社清掃を成し水を変え花を分け、手を合わせるのしかかるしんがりを勤めくださった方々に深く感謝の念を抱くが故。かの英でたる諸霊に頼づくのは今命を生かされているのはあえて苦難の部隊を引き受けてくださった皆さんへのせめてもの罪滅ぼし。玉砕をつらく悲しく思う。しかし諸霊は自業自棄にあらず。

しんがりを見事に勤めるから本隊は再起を成せとの血の叫びにして、これにこたえる資格なきものは正義感ぶって平和論をかたっておればよい。
最低なのは慰安婦問題をねつ造して、

正義の使者のごとくふるまった朝日新聞や韓国。朝日は戦前人心を鼓舞して戦争に駆り立てた最大の新聞社。韓国は朝鮮併合を自ら求め、大いに経済文化を豊かにした最大の恩恵を得た国。自国子女を女衛に売り飛ばし、敗戦となればその責務を宗主国日本政府に押し付け被害者すらをなして恥じぬ国。日本から巨額の補償金をせしめて国の経済を起し、不満なる戦争体験者を募り、決着済みの慰安婦補償や徴用兵補償を言い出す。何をかいわんや。

2017.10.25
伊藤博文公の死におもひ

百姓の出身にして天下を取った人物の筆頭は中世においては豊臣秀吉、近世においては伊藤博文であります。松陰先生の松下村塾に学ぶと言えども、身分が低く、室外にて立ちて教えを聞いたという。伊藤公が岩倉使節団の副使として渡米し、サンフランシスコにおいて「日の丸演説」をなしたという。明治4年のこと。将にその原意たる、旭日の貴き徽章、世界の文明諸国の只中に進み昇らん。旭日昇天を日本の姿とくらえ、堂々世界の諸列強の中で登りゆく存在の日本を表すと語る。日出する国と聖徳太子が隋の王に臆するところなく記した書を送った故事にも似て痛快なる演説ではなからうか。

立憲政友会を組織して世人の声を吸い上げて十分吟味して毎時憲法をつつくる。内閣制度を作り、初代総理を勤める。原敬が平民内閣のはじめというが、そもそも初代は伊藤公。当時最有力者は三条実美。三条は藤原北家につながる高貴な身

分の公爵。伊藤公といえば、貧農の出で武士になったのも維新の直前という低い身分の出身、その差は歴然。太政大臣に代わる初代内閣総理大臣を決める宮中での会議では、誰もが三条公を適任とした中で、盟友の井上馨の「これからの総理は外国語がわからねばだめだ」との一声で大逆転。

伊藤公は海外渡航の体験と英語力があるのを見て初代内閣総理大臣となったのである。以来4度の総理を体験。日本の国難を常にさばいて日本の独立を守り抜いたのであります。台湾の芝山巖に六氏先生の遭難碑が立っていますがこれを揮毫されたのも伊藤公でした。現地に於いて初めて見て感銘を受けたことを思い出しませう。

日露の開戦にあって「松陰先生が生きて見えたらいかが成されたか。戦って負けるべきか戦わずして敗れるか」と相悩まれたと聞く。ついに「たとえ負けても将来の日本人がその歴史を思い出し、勇気をもって立ち上がる日が必ず来る」と確信し、大國の侵略阻止に立ったので

無論その準備は緻密に最大の努力を積み重ねてのことだが、さらにその際の外国借款返済は、延々と続き、大東亜戦中も敵国アメリカに、払い続けたと聞きませう。

まさに立憲主義、国際信義にもとらぬ国家づくりは伊藤公の作り上げた法治主義の成果であろうと思う。伊藤の憲法はクーデターにあっても大東亜の非常時においても瞬時たりとも停止されず、敗戦・占領時にあっても形式的には維持され、昭和憲法すら明治憲法の改正の形で発布された。ちなみに、占領時の改正は情けないことだが占領軍による第一次改憲。今次の安倍内閣による改憲は初めて日本人の手による明治憲法の第二次改

憲と私はみる。
日本人の遵法意識を保ってきたのも伊藤公が時間をかけてじっくり明治憲法を作り上げたから。

さて伊藤公は韓国の併合反対を主張していた。
ウィキにはかく記載が。

呑嚙は日本の意にあらず。韓国人は動もすれば日本の意を誤解す、日本は決して此の如き意思を有する者にあらず、素より之を敢てする者にあらざる也。又今回事件の起生せるを機とし、韓国を併合すべしと論ずる日本人ありと云ふ。余は合併の必要なしと考ふ。合併は却て厄介を増すに過ぎず、宜しく韓国をして自治の能力を養成せしむべき也。縦令國富み兵強くなるも、韓国の戈を倒にして我に打ちかかり来るが如き憂はなかるべし。韓国の富國強兵は日本の希望する所なれども、唯一の制限は韓国が永く日本と親しみ、日本と提携すべき事即ち是也。かの独逸連邦ウルテンブルグの如く韓国を指導し勢力を養成し、財政経済教育を普及して、遂には連邦政治を布くに至るやう之を導くを恐らくは日本の利益なりと、余は信する者也。

しかるに功を焦った暗殺者安重根が学ばずにテロに走った。これがなければしかし、日本は韓国のお世話をしなくて済んだ。逆に韓国にとっては日本の庇護を受けて大発展。学校も教育も日本以上に支援を受け衛生状態も良くなった。その意味では韓国併合をなさしめた安重根はやはり韓国の英雄なのだろう。

安重根の英雄視をなす人は大いに日本の韓国併合に感謝せねばならないはずなのだが。

伊藤博文公の命日は明日、一〇月二六日。明治四二年のことです

今日の新聞報道・ニュース等

「九条守れ」俳句不掲載、市に
慰謝料命じる判決

129-10-13 埼玉新聞

集团的自衛権の行使容認に反対するデモ活動を詠んだ俳句を公民館だよりに掲載しなかったのは表現の自由の侵害だとして、俳句を詠んださいたま市大宮区の女性(77)が、公民館を設置する市に、俳句の掲載と200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が13日、さいたま地裁であった。大野和明裁判長は、表現の自由の侵害は認めなかったが、公民館側が十分に検討しないまま不掲載を決め、原告の掲載への期待を侵害したとして、市に慰謝料5万円の支払いを命じた。

判決によると、女性は2014年6月、同区の三橋公民館で開かれた地元の俳句会で「梅雨空に『九条守れ』の女性『アモ』と詠み、「秀句」に選ばれた。秀句は10年11月以降、公民館だよりに毎回掲載されていたが、公民館側は「世論を二分するテーマ」との理由で、この句の掲載を拒否した。

大野裁判長は、公民館の職員らが十分な検討もせず、女性の思想や信条を理由として不掲載を決めたと指摘。

部活顧問、過労防げ 教師が
「改革ネット」発足

10/5(木) 9:03 配信 岐阜新聞

◆「声上げられる環境を」
「膨大な時間外活動、休日返上など部活動の問題を解決すれば、過労死ライン

を超える教師の働き方は大きく変わる」

一。そう考える全国各地の教師らが今春、部活改革ネットワークを発足した。現場教師が部活動の負担感を共有することで、学校の実情に合った解決策を模索する。

県内で参加している30代の男性教師は「まず、現場の先生が何とかしてほしいと声を上げることができると環境にしなければ、変わらない」と、身近な仲間にも音をぶつけてきた。簡単に結論が見えないもどかしさをかみしめつつ、岐阜で教師の意識改革へつながる歩みを進めている。

ネットワーク発足は、インターネットを通じて知り合った教師らが、今年3月に実際に顔を合わせて交流したのがきっかけ。地域によって状況が違いため、全国5グループに分かれ、互いの状況を話し合っている。

男性教師は「一番大切な授業や教科研究に時間を使いたいが、夜間や部活動のない休日にはやるしかなく、いつもひどく疲れがたまっている」という。「顧問になれば、素人でも生徒を指導しなければならぬ。でも学校で顧問就任を断ることはできない。その雰囲気を変えていきたい」と願う。

部活問題は、文部科学省の昨年度の調査でもデータに表れた。公立学校で、過労死ラインを超える時間外勤務の教諭が小学校で約3割、中学校では6割を占めた。部活動・クラブ活動の時間増が大きな要因だ。そこで文科省は部活動の休養日設定、外部人材の活用など対策を打ち出した。県教育委員会は昨年、県中学校運動部活動指針を策定。今年6月には教職員の働き方改革プラン2017を発表し、部活について休養日のルールや複数

顧問制、外部人材登用の推進、部活数の削減など具体策を示した。プランを推進する職務として勤務環境改革監も新設した。

ただ、課題は多い。文科省は勤務時間外の部活動は「業務でなく、自発的に行うもの」として基本的に残業と考えないため、時間の上限規制もない。学校ごとの事情が大きく異なるため、解決策も複雑だ。「子どものために」という熱心さは議論を難しくする。国や県の対策が効力を発揮するかどうかは、教師自身の意識が鍵を握るといっていいが、そこが何より難しい。

ネットワークは、教職員の時間外労働に上限規制を求める市民団体の署名活動にも協力。10月末まで、岐阜市美殿町の喫茶店フィールドに署名用紙を置いて賛同者を募っている。部活問題への理解は大きな支えだ。

「仕方がないと諦めず、自分たちの問題として理解を求め、学校現場で何ができるかを議論したい」と男性教師。部活問題の解決はこれから。現場の教師が実感できる改革を見据え、市民を巻き込んだ草の根運動に意欲を燃やしている。

麻木久仁子さん、「残さず食べなさい」は教育ですか? — 中田宏

129-11/2(木) 配信 アリラ

タレントの麻木久仁子さんが読売新聞サイトに月一回連載しているコラムで、10月24日掲載分に「残さず食べなさい」は教育ですか? というものが載っています。内容は最近の学校給食に関する2つのニュースに端を発しています。一つは「お弁当の食べ残しが、あまりにも多い」という話。単に弁当がまずいからではなく、異物混入が幾度もあったこ

と、「もう一つは「ある小学校の教師が、好き嫌いのある子供たちに給食を無理に食べさせた」行きすぎた指導」の問題」です。

これらに麻木さんは「子供のころ、うなぎが大嫌いでした」が「60歳を過ぎて妊娠し、ひどいつわりに襲われたとき他のものはだめなのに、なぜかうなぎだけが食べられた」自身の経験を踏まえてお子さんには「嫌いなら食べなくてよし」としてきたなどと書いています。麻木さんに共鳴するところ多しですが、「本来、食事というのは美味しく楽しく食べるものです」という一文は違つと思いました。

本来ならば「食事は生きるために食べるもの」ではないでしょうか。その上で「美味しく楽しく」食べられれば望ましいですが、「本来」は生きるためなので「美味しい・美味しくない」あるいは「好き・嫌い」を理由にせず残さず食べましょう」と指導するのが教育だと思えます。

もちろん強要はいけません「美味しく・楽しく」食べられるのは食べ物を食べる・十分に食べる社会だからこそできることです。

家の食事や弁当に好き嫌いがあっても仕方ありませんが、学校給食では好き・嫌いが大きく分かれる嗜好品のような味付けは無いでしょうから、「しっかりと残さないようにしましょう」と教育すべきです。

ちなみに、麻木さんの「そもそも育ち盛りで放っておいてもよく食べる時期の子供たちが残す、それも大量に残す」とはどういうことか? という疑問はそのとおりで、万人がまずいと思うような味付けはしっかりと対応すべきでしょう。「麻木久仁子さん」「残さず食べなさい」は教育ですか?

連合会 各誌の予定・活動報告

NPDO 法人百人の会

●第32 (通算99) 回定期理事会
平成27年11月29日 (土) 1時半～
サムディフエム新大阪 4F
◎公開勉強会等の予定
【座談会】進化する大阪の公教育その目
・大阪府内公立中学校教諭工校長

【理事会】2/3か月毎に開かれ、会の重要案件を議論します。理事会は理事の方はもちろんのこと一般のご出席も大歓迎です。

救つ会大阪

朝鮮学校補助金差し止め訴訟控訴審第2
回口頭弁論
期日 12月6日 (水) 11:00～
傍聴抽選は10:30頃より
法定 大阪高等裁判所2階大法廷
経緯 橋下元大阪市長が朝鮮学校の補助金を止めた。学校は支給を求め提訴。大阪地裁は原告 (朝鮮学校) の訴えを棄却。原告は控訴。その2回目。
「吉村現大阪市長負けるな〜!」と、傍聴ください。

英霊を被告にしよう委員会

【東京】第12回口頭弁論 (判決)
東京地裁 H29-4-28 完全勝訴
敗訴した原告が控訴。
現在控訴審期日待ち
【大阪】第3回口頭弁論 (判決)
大阪高裁 H29-2-28 完全勝訴
現在原告上告中、最高裁判断待ち

憲法一条の会

憲法改正の話が、かなり身近なものになってきました。今のところ6条に議論が集まるようで、一条を触ろうというような動きは出ていません。しかし、しっかりと動きを注視していきたいと思えます。

編集後記

選挙が終わった。いろいろな評論家がいけるな角度で評論する。今回の選挙を評論する切り口はいろいろある。安倍総理の評価を中心に評論、前原さんの民進解体への評論、山尾さんや、豊田議員らトランプ議員への評論。私は大阪だから、何故維新が惨敗したか。その評論。どれもこれも面白いが、ウ〜〜〜〜ム!

私が今回最も残念に思っているのが、北海道の鈴木宗男氏。彼には通ってほしかった。ロシアとまともに話ができるのは彼しかいないのでは。次は京都の北神圭朗氏。彼は元通産官僚で、経済のエキスパート。超保守だけど今まで選挙事情で民進党に。今回「希望」ができて、最も喜んだのは私。(松原)仁さんと北神先生が民進から抜かれたこと。いつも民主・民進をボロカス言うたびに両名の顔を思い浮かべ「先生コメン!」と思っていた。これで思い切り、イケケン民主党の批判ができる。思い切りやるゾー!
思想は違うが敵ながら天晴なのが山尾氏。不倫など吹っ飛ばした。不倫騒動が原因で落ちてほしくなかったから。豊田議員は本人の精神的な資質に問題がありそうだから落ちてほしくないと思うが・・・、不倫は人間の精神的以上と

は言えないと思う。中川昭一先生の奥方、郁子さん。私は路チユーが原因で落ちたとは思はない。政治家として根本的な反省必要ではないかと思う。

さて、東京では「自民VS希望」。関西では「自民VS維新」。全て「希望」、西では「自民VS維新」。全て「希望」、いろいろな評価があるが、私は「学会」

活動資金協力のお願い

活動資金協力のお願い
〒595-8439 大阪府東淀川区東中津 0930-8-245547 MASUKI 情報デスク
0930-8-245547 MASUKI 情報デスク
0930-8-245547 MASUKI 情報デスク
0930-8-245547 MASUKI 情報デスク

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。『M情報』は、後記のサポーターしている団体にご縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を現在のところ毎月全国約5千(目標1万)部発送しております。このレポートにもありますように、私も命がけで戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとっています。『活動の報告書』です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願ひいたします。

原稿・同封資料の募集

掲載ご希望の論文、情報等ございましたらとんどん表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送します。

◆ 前記口座、または同封の郵便振替口座にご協力ください。

諸情報のメール配信

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報が送られてきます。それをメールで転送します。内容はごよりの多岐にわたります。『M情報』がご多岐にお知らせいたします。h100prs@oregano.ocn.ne.jp